

最近の過大包装疑義商品の試買調査結果と事業者指導の状況

品 目 類 別		空間容積率 20 % 以上の商品点数				
		15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度
1	菓子類（和・洋菓子含む）	9	6	10	14	
2	タオル・石けん・洗剤類	11	1	10	5	
3	お茶・コーヒー類（液体含む）	9	4	5	5	1
4	佃煮・漬け物類	5	4	11	1	
5	海苔・かつお節類（乾物・お茶漬け含む）	12	7	6	2	1
6	その他食品類（調味料含む）	3	4	4	1	
7	食器類	5	8	5	5	1
8	おもちゃ類（玩具菓子含む）	31	1	2	9	4
9	上記以外	16	16	5	7	
計 (試買総数)		101 (108)	56 (68)	58 (78)	49 (63)	7 (8)
事業者指導数(商品点数)		24	48	44	49	
事業者 の対応	A（具体的な改善策を示し、基準内に改善するもの。予定を含む。または、箱包装から袋包装に変更するもの。）	2	3	1	7	
	B（具体的な改善策を示し、若干の数値の改善を行うもの。予定含む。）	2	0	0	5	
	C（販売終了・中止、またはギフト期間終了時に終売、退店した等）	10	26	25	30	
	D（セット見本のため撤去、もしくは要望等により一時的に詰合せた商品）	4	1	2	3	
	E（当該商品の具体的な改善は示さず、「今後改善検討」としたもの、無回答）	2	8	10	3	
	F（改善はできない、内容品の見方が異なる等の報告があったもの）	4	10	6	1	

注 1 試買品の商品分布について

試買に際しては、生鮮食品等、保存の難しい商品は除外している。

また、年度により、おもちゃ類や化粧品類は、原則として購入対象から外す等の説明を行って試買を行っている。

なお、上記分類は、市民向けの広報資料で用いた分類である。（日本標準商品分類に依拠していない。）

- 2 事業者指導については、平成 15 年度は、空間容積率 30% 以上（計測誤差を考慮）かつ過大包装審査会を開催してモニターから過大包装と見なされた商品に実施し、平成 16・17 年度は、空間容積率 30% 以上の商品に実施した。